

公 募 要 領

1. 事業名

地域のスポーツ医・科学支援調査事業

2. 事業の趣旨

「第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日）」においては、持続可能な国際競技力向上に資するよう、都道府県競技団体を含む地域のスポーツ団体、地方公共団体、企業、地域のスポーツ医・科学センター、大学等が連携した、地域における競技力向上を支える体制の構築を進め、これを中央競技団体における選手強化活動に連続させる、地域と一体となったアスリート育成のための仕組みづくりに取り組むこととしている。

また、居住地域や競技環境に左右されることなく、全国のアスリートがスポーツ医・科学、情報等によるサポートを受けられる環境を整備するなど、競技団体、地方公共団体、都道府県体育スポーツ・障害者スポーツ協会、企業、地域のスポーツ医・科学センター、大学等が連携したアスリート育成のための仕組みづくりに取り組むことが掲げられた「持続可能な国際競技力向上プラン（令和3年12月27日）」を踏まえて、地域のスポーツ医・科学センターをはじめとする関係機関が連携・協働して地域のアスリート等にスポーツ医・科学支援を提供する体制のモデル構築事業を実施し、モデル地域として全国5か所でスポーツ医・科学コンソーシアムが構築された。今後は「持続可能な国際競技力向上プラン（令和7年3月26日、令和8年5月20日改定）」において、HPSCとの連携等により、スポーツ医・科学支援対象の拡大や支援内容の質の向上等を行う取組を推進することが求められている。

その取組へつながるコンソーシアムが地域のスポーツ医・科学支援にもたらす影響・効果及び持続可能な運営にかかる整理・検証を行い、コンソーシアム等における医・科学支援の持続的運営体制の確立に向けたアドバイザー派遣等の支援を通じた調査を実施する。

3. 事業の実施期間

本事業の委託期間は最大で3年間とし、原則として契約を締結した日から令和11年3月31日までとする。（ただし、毎年度、事業の実施状況等について評価を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。）

4. 事業の内容

地域のスポーツ医・科学コンソーシアムが地域のスポーツ医・科学支援にもたらす影響・効果の整理・検証および持続可能な運営にかかる整理・検証を行うために、具体的には以下の事業を委託する。

（1）コンソーシアムの持続可能な運営体制の調査

・コンソーシアム運営にかかる人材確保と人材育成ロードマップ作成

- ・ コンソーシアム運営にかかる費用確保
 - ・ コンソーシアム運営における収益化構造
- 等、コンソーシアムの“持続可能な運営体制構築”について調査する。

（２）スポーツ医・科学支援体制の機能分担の検証

- ・ 地域における医・科学人材の役割分担
 - ・ 地域のスポーツ協会・大学・自治体等、スポーツ医・科学支援コンソーシアム構成機関の役割分担
- 等を検証し、コンソーシアムの横展開に際し、「どのような機関がどのような役割を担い、コンソーシアムを機能させるか」を明確化する。

（３）トップアスリート強化にかかる医・科学支援の効果検証

- ・ スポーツ医・科学支援サイクル（計測 → 介入 → 評価）のモデル構築
 - ・ 地域における傷害予防・競技力向上にかかる効果
- 等、トップアスリートを継続的に輩出する“地域システム”の効果を検証する。

【事業実施における留意点】

- ① 事業実施地域におけるスポーツ医・科学支援に関する課題及びその解決策を明確に示すこと。※地域とは、都道府県単位を想定。
- ② 設備備品費については、当該年度における総事業経費の２０％以内とすること。

５．企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- （１）予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- （２）文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

６．公募対象

公募対象は、各地域におけるスポーツ医・科学支援活動の中核的な機関で、スポーツ医・科学支援のノウハウを有しており、地域のスポーツ医・科学コンソーシアムを運営している法人格を有する団体（以下、団体）とする。

※本件における地域のスポーツ医・科学コンソーシアムとは、地域の大学や医療機関、民間企業等のステークホルダーが連携し、医・科学サポートを実施する組織を言う。

７．企画提案書等の提出方法

- （１）企画提案書等の様式及び提出方法

- ①企画提案書の様式は別途定めたとおりとし、用紙サイズはA4版、横書きとする。
- ②企画提案書はE-mailでデータを送信すること。
 - ・ 企画提案書のデータをメールに添付して送信すること。
 - ・ メール の 件 名 及 び 添 付 フ ァ イ ル 名 の 冒 頭 に は と も に 「 (事 業 名) _ (法 人 名) 」 を 入 れ る こ と 。
 - ・ データの形式は、Microsoft Office (Word、Excel、PowerPoint (2016 で閲覧可能なもの) のいずれか) 及び PDF ファイル形式 (Adobe Reader DC で閲覧可能なもの) とする。
 - ・ 添付ファイルは1通にまとめて送信すること。ただし、容量が大きくてまとめられない場合は件名の最後に番号を付けて複数回に分けて送信することができる。
 - ・ 受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。
 - ・ メール送信上の事故 (未達等) については、当方は一切の責任を負わない。

(2) 企画提案書の提出期限と提出先及び問合せ先

①提出期限：

令和8年10月19日 (月曜日) 17時必着

②提出先：

スポーツ庁競技スポーツ課スポーツ科学係
kyosport@mext.go.jp

③問合せ先：

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
スポーツ庁競技スポーツ課スポーツ科学係
TEL：03-5253-4111 (代) (内線3946)
E-mail：kyosport@mext.go.jp

※ すべての提出書類をこの期限までに提出すること。

※ E-mailでデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。

※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは、認めない。(審査期間中に追加資料を求める場合がある)

(3) 提出書類

①企画提案書

②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し

③誓約書

④本件に関する事務連絡先 (様式は任意)

※ 企画提案書及び参考見積書については事業規模の範囲内で提出すること。

8. 事業規模及び採択予定件数

(1) 事業規模：各年度の1件当たりの計画額は500万円 (税込) を上限とする。

- ※ 応募状況や競技スポーツ課技術審査委員会（以下、委員会という。）の審査の結果、全体の予算バランス等により、提示した計画額の見直しを打診されることがある。
- ※ 令和９年度以降の予算規模については、予算の状況等により変動するが、実施計画の検討に当たっては、同規模の想定とすること。

（２）採択数：５件（予定）

- ※ 採択件数は、委員会が決定する。
- ※ 採択分野や採択地域等に偏りが出ないように委員会により決定する。

９．選考方法及び選定結果の通知

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置して行う。審査方法については別添「審査基準」のとおり。選定終了後１０日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

１０．参加表明書の提出

参加表明書提出は不要とする。

１１．誓約書の提出

- （１）本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- （２）前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

１２．契約締結に関する取り決め

（１）契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認められているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

（２）契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しない

ため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。

また、契約締結以前に採択者が要した経費について、国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めていくこと。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

13. スケジュール

- (1) 公募開始 : 令和8年9月17日(木曜日)
- (2) 公募締切 : 令和8年10月19日(月曜日)
- (3) 審査 : 令和8年10月下旬頃
- (4) 選定及び委託事業実施計画書の提出
 : 令和8年10月下旬頃から令和8年11月上旬頃
- (5) 契約期間 : 契約締結日から令和9年3月31日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

14. その他

- (1) 企画提案書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- (2) 提案された企画提案書等については返却しない。
- (3) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報は、ホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (4) 事業実施にあたっては、地域のスポーツ医・科学支援調査事業委託要項、スポーツ庁委託事業事務処理要領、契約書及び業務計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (5) 採択件数は現時点での予定であり、増減する場合がある。最終的な採択件数は審

査委員会が決定する。

- (6) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行う課、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (7) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。
- (8) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。
- 〔契約締結にあたり必要となる書類〕
- 業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
 - 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（人件費単価表、謝金単価表、旅費支給規定、見積書、一般管理費率算定根拠資料など）
 - 再委託費に係る委託業務経費内訳
 - 別紙（銀行口座情報）
 - 確認書（知的財産）（知的財産権の帰属を希望する場合のみ）
- (9) 経費計上及び経費処理の留意事項
- 本委託事業に係る経費計上及び経費処理に当たっては、委託要項・委託要領の他「委託事業の手引き（文部科学省委託事業実施者向け）」（<https://pf.mext.go.jp/gpo3/kanpo/gpoindex.asp>）によるものとする。

15. 参考資料

別添1 誓約書

別添2 審査基準